

1. 件名：「日本原燃(株) 再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に係るヒアリング(3)」

2. 日時：令和5年3月27日（月） 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、

清水係員

日本原燃株式会社 再処理事業部 再処理計画部 計画グループリーダー

他13名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃(株) から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000097.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃(株) から再処理事業所 MOX 燃料加工施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000098.html

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和4年1月12日）
「日本原燃（株）から再処理事業所廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000099.html

- ・ 令和5年3月15日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（標準応答スペクトル）に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、6を開始しました。
0:00:03	規制庁の竹田です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:09	本日のヒアリングは、は4年の1月に申請があった地方変更許可申請について、これまでに提出があった資料を基に事実確認を行うものになります。
0:00:21	もうちょっと規制庁側の出席者紹介します。
0:00:24	本庁側の方で、出席者の紹介をお願いします。
0:00:28	藤規制庁シミズです。本庁会議室から
0:00:31	コサクオオハシシミズ以上の参加となります。
0:00:38	はい、ありがとうございます。続いてWEBからの参加がカミデとタケダになります。
0:00:44	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、各担当の役割、それと本日のCRリングでの説明範囲等達成目標について説明をお願いします。
0:00:58	5年オオバと申します。まず、当社側の出席者ですけれども、確認は後カミヤフナミズ、ノロ、神山スモモザワ、オガセ、クドウo p イシハラアベ。
0:01:12	サイトウタマキアボハヤミとなっております。
0:01:16	役割分担につきましては、最初に廃棄物管理あとMOX燃料加工施設それぞれ、経理的基礎であるとか技術的能力あと変換体制ですねそれぞれの、
0:01:27	役割を持ったものが、そう説明できるものが出席しておりますと、
0:01:34	なりますので個別具体名後藤の役割分担を省略させていただきます。
0:01:39	目的につきましては前回本件のヒアリングで、ご指摘いただいているところがございますので、それを踏まえて、資料を修正して提出しております。そちらの内容についてご理解いただく審査ヒアリングいただくということを目的といたしたいと思っております。以上です。
0:01:58	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:02:02	それではですね最初の議題に入りたいと思っております。江藤最初は事業変更許可申請書における変更の考え方ですね、こちらについて、
0:02:12	資料のポイントの部分について説明をお願いします。
0:02:18	日本原燃大庭です。
0:02:20	一つ目の資料変更の考え方につきまして、前回コメントいただいた内容といたしまして、この新知見ですね、特に新知見の収集に関して日頃からどういう活動をやっているかというところで、

0:02:35	ご質問いただいていた件を、資料の一番最後の、
0:02:39	新築の確認方法と本ポツというところの記載を見直して、現状の新築の確認のやり方についての記述を行っています。
0:02:51	これ、あわせてですね地盤ですとか地震津波火山についての新知見については、
0:02:59	前回設計、
0:03:02	いや、評価を変更する必要があるような、新知見を反映というふうにしましたけれどもこの4件については、それ以外、
0:03:09	いけることはないんですけども、新知見の反映を行っているというところの3ポツの記載で、
0:03:15	説明の中では説明させていただいた内容ですけれどもその記載を反映していると。
0:03:20	ていうところです。
0:03:22	あと風速の件で、今回設計変更を、
0:03:28	可能性ある項目として風速を上げて、具体的な数字は変えておりませんが、けれどもその数字を変えなかった理由を、具体的に、1ポツのですね、最後の補足説明資料の2ポツのところに、
0:03:40	少し、そうですね、御説明の2ポツのところに、1年を補足しています。
0:03:47	ちょっと不足のこの全体の傾向。
0:03:53	ので、産地で増えていっているですとか風速が減っていったるかというような傾向が確認されていないということを確認してそれを図で示しているという変更を行っております。ポイントとしては以上です。
0:04:06	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。それでは本件につきまして規制庁から確認あればお願いします。
0:04:15	規制庁大橋です。
0:04:19	最後のページの4ポツの新知見の確認方法、この期間に関してちょっと確認をさせてください。
0:04:29	この中で、モック数の記載ですけれどもMOXに関しては、その再処理施設と連携して新知見の反映を行うというふうに書いてありますけれども、一方その再処理とかその管理ではその何条例も見えますというふうな記載はあるんですけども、
0:04:46	MOXの管理、すいません新知見の反映の体制に関して説明いただけますでしょうか。
0:04:56	はい。日本原燃の安保でございます。

0:04:59	MOXの方につきましても再処理と単に連携するというだけではなくてMOXシステム再処理と同様の体制、あと、評価プロセスで実施していくというところで考えておりますけれども、
0:05:14	現状のMOXの保安規定は最初に言うような定期的な評価の相当する項目がないというところがありますので現状の保安規定で言いますと、
0:05:24	均一マネジメントシステム、こちらの中の活動に基づいてやっていくというふうに考えております。
0:05:30	新知見の収集につきましてその中で、未然防止措置の中に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集するといった問題を記載してございますのでそちらに基づいて実施するというふうに考えてございます。
0:05:48	はい。規制庁大橋です。目標に関しては保安規定の品質マネジメントシステムの中で見ていくという今発言があったと思います。
0:05:59	江藤ですのでこちらに関しても明記していただければと思いますけどいかがでしょうか。
0:06:10	はい。日本原燃の安保でございますはい。承知いたしました。記載のほうを追加いたします。はい。
0:06:15	あとそれともう1点ですけども、
0:06:19	投信規程の確認方法ということで記載いただいているんですけども、今回の申請を踏まえてその支援のは、新知見の反映というものをどう位置付けてやったのかという、
0:06:29	この記載からではちょっとその辺が読めないんですけども、記載いただくことはできますでしょうか。
0:06:38	日本原燃大庭です。
0:06:40	はい。今回の申請にあたってですね従来からこの4ポツのような活動を行っている中で今回の申請にあたっては、
0:06:51	記載変更すべきような、新知見はないという判断を行って申請を行っております地盤関係は除いてですけども、ですのでそういった結果、確認した結果を追記させていただきたいと思います。
0:07:05	はい。よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:07:09	他、この
0:07:11	変更の考え方であるかと申し上げます。
0:07:26	本庁は特になんで板倉さん。はい、進めてもらって大丈夫です。
0:07:31	はい。規制庁の竹田です。
0:07:33	ちょっと。それでは本件としては事実確認。

0:07:37	この資料についてのですか、入力になりますので振り返りの方、原電の方からお願いします。
0:07:44	はい。日本原燃大庭です。
0:07:46	本件の振り返りですけれども、まずMOX関係の方で今ほど原発のすみませんこの変更案の方の一番最後の補足説明資料の4ポツの審議会の確認方法についてMACCS今最初と連携し、という記載になっておりましたけれども、
0:08:04	ミスマネジメントシステムの中で確認を行っているということですのでその内容を記載いたします。
0:08:11	あとは再処理以外の最初になくて全然事業になりますけれども、この更新時期の確認を前提になりますけれども、ここ、
0:08:21	今回の申請にあたっての考え方を少し追求をするようにというコメントをいただきましてご説明した内容を合わせて、この記載の中に拡充したいと考えています。
0:08:32	振り返り以上になります。
0:08:38	規制庁の武田です。ありがとうございます。今の説明で、何か軽重側からコメントありますでしょうか。
0:08:47	よろしいでしょうか。
0:08:50	それでは日本原燃の方から次の資料について説明をお願いします。
0:08:58	日本原燃大庭です。続きまして、提出させていただいてる資料が、変更今回変更申請の前後対比表。
0:09:09	移させていただきます。
0:09:11	前後対比表については、
0:09:16	大きくはですね変更理由が不足しているような箇所を現状の記載では不十分な箇所について拡充を行ってございます。
0:09:25	あと、
0:09:27	見直しを行ったというふうな記載があって、ところについては今回添付書類の変更に見直しという記載が適切ではないところがございましたので、あわせて見直しを行っています。
0:09:38	あとは主にへ変更前後表だとまだ表現できないところは整理資料の方で、個別の説明をさせていただきたいと考えておりますので、
0:09:50	整理した比較表としては、
0:09:55	6ご説明する箇所はないと思います。はい。以上になります。
0:10:05	規制庁の竹田です。ありがとうございます。それでは前後表につきまして、犠牲町側から確認があればお願いします。
0:10:19	はい。規制庁の大橋です。

0:10:21	江藤再処理の前後表で確認をしたいと思います。
0:10:30	この事業の例えば経理基礎とかは今後の変更ということで書いてあるのは今整理資料で
0:10:37	示しているという話ですのでそれは後程節、確認をすることで、ちょっとこの資料でちょっと確認なんですけども、技術的能力の 31 ページ。
0:10:49	ちょっとすいませんこれ前回もしかしたらあの話があったかもしれないですけども、
0:10:56	技術的能力 31、1、当初の 37 ページですけども、
0:11:02	この変更後の 4 ポツの品質保証活動、こちらを品質マネジメントシステムに係る活動というふうに修正しなかったのはすみません理由は、
0:11:15	どういったことだったのでしょうか。
0:11:25	原燃の野呂でございます。
0:11:27	江藤。
0:11:28	今技術的能力 31 ページ目の 4 ポツの設計及び工事の運転及び更新に係る補助活動へのタイトルに関しては、
0:11:39	技術的能力の審査指針の記載が品質保証活動という記載になってございますので、
0:11:47	この申請書におきましては、タイトルというか後半については審査指針の品質保証活動を記載してます。ただ中身については、リスク管理基準規則に基づく中身を記載してますので、
0:12:02	ここに関しては、水マネジメントシステムに関わる活動というふうに修正してございます。以上です。
0:12:10	はいわかりました。すいませんちょっと
0:12:13	はい。これ確認だけです。あと、もう 1 点ですけども、他の資料にな、
0:12:20	廃棄物管理の方の前後表ですけども、
0:12:24	こちらの方の、
0:12:30	通しの 31 ページですかね。
0:12:40	一応この人数とかは、今後 4 月になったら補正されるということでこの辺の数値も変わってくるとは思ってはいるので
0:12:50	それを踏まえてまた作成いただくと、いうことになるかもしれないですけども、
0:12:58	この有資格者数とか、割と
0:13:04	人数が減ってるところが、その第 1 種放射線取扱主任者とか、この辺とか減ってる辺りとかっていうのは、MOXとかであると、ある程度減っ

	てるところにはその考察が書いてあったりして、こういう理由で、減ってはいるけど大丈夫ですというような話はあるんですけども、
0:13:20	一応ここの89人から79人ということで、ある程度減ってるのかなという気はするんですけども、この辺、衛藤
0:13:29	何かその説明できますでしょうか。問題ないというふうなことがですね。
0:13:33	あとちょっと備考にも書いて欲しいというあたりなんですけども。
0:13:41	はい、2本目のオオバです。
0:13:43	衛藤。
0:13:45	今の変更前後表では変更前8月26日の許可の時点それから変更後は、昨年の申請時点のもので記載をしております。最新の、
0:13:56	そちらについて浅尾猿田様に補正時点でまた見直しますけれども、現在確かにこの申請時点では、
0:14:06	特に第1種R1については人数が若干減っているところございますけれども、現状の施設運営等に支障が生じるということは
0:14:16	今のところはございませんので、特段今、人数が入っているということに対して、問題はないというふうに考えております。以上です。
0:14:23	はい。問題がないというのはそういうことだと思うんですけども、その辺のその考察をですね、書いて欲しいと。
0:14:30	いうあたりですね、今後、その通知に直されると思うのでその数値を踏まえて結構ですけども、その方だからと、その比較表の32ページとか、そのある程度減ってる。
0:14:43	ところにはそういった安孫子が書いてあったりするんで、
0:14:47	同様に書いていただければと思いますけどいかがでしょうか。
0:14:52	はい、柳沼です。M A C C S 事業部の記載を参考にしまして、再処理、廃棄物管理事業についても必要があれば追記をいたしたいと思います。以上です。
0:15:01	はい。
0:15:03	100人ぐらいの人数に対して1人2人減ったとかっていうのは別にきあんまり間、警備課の容易とは言えないと思うんですけども、10名以上減ってるようなところはある程度書いていただいたら、
0:15:17	いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:15:20	私から比較表については以上です。
0:15:28	規制庁の竹田です。その他規制、規制庁側でこの資料について確認はございますでしょうか。
0:15:36	3事業結果とか、ちょっと整理しよう。

0:15:39	確認します。
0:15:45	竹田さん本町大丈夫です。
0:15:49	規制庁武田です。はい。それではですねこの資料につきまして原燃の方から、振り返りをお願いします。
0:15:58	はい。日本語です。
0:16:00	本件の振り返りですけれども、この間ご質問あった品質保証活動のところの記載については当社からの説明でご理解いただけたものと思いますので特段資料修正等はありません。
0:16:13	2点目の技術者の有資格者の人数につきまして、人数がある程度減っているところがあればそこについては備考として、
0:16:23	減っている内容理由等の考察を行いたいということで追記させていただきたいと思います。以上です。
0:16:32	規制庁大橋ですけれども、ご理解いただいているとは思いますが、有資格者数だけじゃなくて今後
0:16:41	補正した時に人数がある程度減ったところはすべてその理由等書いていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:16:48	古作です。宮崎いう理由等の方にはそれで大丈夫っていうことが含まれるということでよろしくお願いします。
0:16:58	宮野オオバです。はい。ルーターのそれで大丈夫というところの記載もあわせて、必要な部分については書きたいと思います。以上です。
0:17:09	はい、規制庁だけです。それでは本件につきまして、何か、先ほどの振り返りを通じてコメントございますでしょうか。
0:17:19	よろしいでしょうか。
0:17:21	はい。それでは次の資料の確認に進みたいと思います。大津や整理資料の技術的能力のことです。こちらの資料について、原燃の方から説明をお願いします。
0:17:34	はい、寺岡です。
0:17:36	技術的能力の整理資料につきましては再処理でまず代表でポイントをご説明させていただきます。
0:17:47	それからコメントいただいていた内容で、事業の開始の予定時期について、現状の想定の見直しの時期というコメントをいただいておりますので、そこは今回わかるように、
0:18:00	時期を入れております。
0:18:02	あと、予定再処理数量について、
0:18:06	今未定となっているところを、できるだけ当社の見通しということで今後の見通しを入れられないかというコメントありましたので、今回の当

	社として入れられる範囲すべてではないんですけれども入れられる範囲で追記をしております入れられないところは、
0:18:21	注記で
0:18:23	内容を補足させていただいております。
0:18:26	あとは、
0:18:30	すいません。
0:18:31	すいませんちょっと申し訳ございません今先に経理的基礎のご説明してしまいましたけれども、すいません技術的能力ですので今の2点はすいません経理的基礎の説明で失礼いたしました。
0:18:43	技術的能力のところは、
0:18:46	ちょっと組織図のところを組んでいただいたところを修正している。
0:18:51	店舗炉
0:18:52	あと業務分担のところで土木建築部が今回設計検討を行っているところがございまして、それを踏まえて、分担の記載の見直しを行っております。
0:19:05	あと品質保証活動関係の
0:19:10	変更理由の拡充ですとか、
0:19:16	ですね品質品質保証体制のところの記載を、幾つかコメントをいただいて、見直している。
0:19:25	いうところを、技術的能力それからちょっと比較表の形。
0:19:30	含めていただいていた部分も含めて記載をし、
0:19:34	変更してございます。
0:19:38	あとは、
0:19:43	ですね、ちょっとあと、全般に関わるところで許可整合というふうな、
0:19:51	許可整合、許可制度等の冊子分っていうところの記載が適切ではなかったというコメントをいただいて、
0:19:59	ことでちょっと終始記載を修正しているところがございます。
0:20:05	そうですね。あと、教育訓練関係の当社側での補足説明資料として削除したところに代わる資料を今回、
0:20:14	添付させていただいております。
0:20:17	いろいろ、そのようところが今回の整理資料の修正点になります。説明のポイント以上でございます。
0:20:25	規制庁の竹川です。ありがとうございます。それではこの技術的能力の資料につきまして規制庁側から確認あればお願い。
0:20:35	規制庁大橋ですけれども、ちょっと1点だけなんですけれどもMOXの技術的能力の資料を見ていただいて、

0:20:45	この資料にだけ、2 ページ目に、
0:20:48	変更の概要という資料をつけているんですけども、この辺は何か意図があるんでしょうか。
0:20:56	他の再処理とかにはついていないようです。
0:21:00	はい、三井田でございます。ちょっと前回、保安規定、新規基準の時に同時に進んでいた保安規定の認可等今回の
0:21:13	標準応答スペクトルの取り入れのときの許可を出すとき、反映した品管関係ですね品質保証関係のものと、リンクそれがどうなっているかと。
0:21:24	ということのご質問がありました。それも踏まえまして、今回の変更許可のときに何を取り入れたのか、前回、事業変更許可新規基準の事業変更許可をいただいた時には、保安規定の内容ってどう考えたのかっていうところを
0:21:39	記載をしたかったということでこれを入れ込みました。以上です。
0:21:47	この資料っていうかこういった話っていうのは
0:21:51	再処理とか管理とかも共通した話かと思うんですけども、このMOX だけにつけたというのは、
0:21:59	どういった伊藤。
0:22:00	でしょうか。
0:22:03	はい。日本原燃板谷でございます。スズキ関係がビデオにというかどうか、どうリンクするかってところがありまして、MOXの方は12月ですかね、許可いただいてその前の9月に、
0:22:17	保安規定が補正されたいろんなリンクが前後関係があったので、MOX だけこれを入れさせていただいたということでございました。
0:22:30	古作です。ちょっと何が違うのかがよくわからないんですけど、
0:22:36	モック数の特異なものというのは、許可の、
0:22:41	タイミン江藤保安規定をまだ建設中というところでありつつも、制度の改正があつて建設段階でも制定すると。
0:22:51	ということだったので新たに制定をしたと、ということで、その際にQMS については、他は従来のくーの関係で、
0:23:02	規定していたものを変更していくということに対して、まっさらな状態で制定をするということだったという違いはあるんですけど、
0:23:11	何がそれで違ってたんでしたっけ。
0:23:19	本件の中垣と申しますとMOXはですね最初2棟遅れて本規定を建設段階ということ認可いただいたんですけども、
0:23:30	当法人規定がもう民間に伴ってですね、燃料製造安全委員会を設置するとか、品質保安会議とか金

0:23:41	品質改革委員会とかですねそういった組織に関するものが、今回新たに追記になってます。最初李さんがもともとCAMS新たに、
0:23:52	追加になったんで再処理に比べて変更会社が海という違いがありましたのでそういった背景もございましてボックスだけ、時系列、
0:24:02	沿って変更の内容を詳しく整理させていただいたということでございます。以上です。
0:24:10	コサクですその時系列でいうとあれですか最初に管理についてわあ、新基準適合の後に1回事業変更許可があってその際に対応してる部分もあるからってことですか。
0:24:24	はい、乳井瀬谷でございますはいそれもあると思っております。
0:24:32	古作です。
0:24:35	それは確かにそうなのですが、だとして、この表みたいに
0:24:41	いろいろ頭あるもんかなっていうのをぱっと見たとわからないんですけど。
0:24:50	日本原燃の大庭です。
0:24:52	今井社長から申し上げたように確かに最終廃棄物管理は間に有力アスターの廃棄物降雨とかやらせていただいているんですけども、変更の経緯の系列間っていうのは最初廃棄物もつけた方がわかりやすいと思いますので、
0:25:07	今回合わせて、もう組み合わせ添付させていただこうと考えております。以上です。
0:25:14	ぜひすぐ
0:25:15	うん。
0:25:20	はいコサクですわかりました
0:25:23	それをつけていただくことで、再処理とMOXでの違いがわかり、その違いが今の話だったり、どういう経緯での違いですねっていうのが、
0:25:35	わかるようになってればなと思いますので、その点も付記するなど、説明性が、
0:25:42	取れるように、よろしく申し上げます。
0:25:46	はい。表現の場です。違いがわかるような形で説明もつけて、添付させていただきたいと思います。以上です。
0:25:56	はい。技術的能力に関する整理資料に関しては私から以上です。
0:26:02	他、ある方申し上げます。
0:26:15	はい。竹田さん進めてください。
0:26:19	はい。はい。

0:26:21	規制庁竹田です。はい。そういった規制庁側から特に追加の確認がなければ、日本原燃の方から、本資料についての振り返りをお願いします。
0:26:31	はい。日本原燃大庭です。本件については、もくせ事業でつけております。変更の概要の時系列で整理したものをですね再処理廃棄物にも、添付をするとともに廃棄物、
0:26:45	最初廃棄物とそのボックス管理の違いがわかるような形で説明を付記をしたいと思います。以上です。
0:26:55	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:26:58	今の説明につきまして規制庁側からコメントございますでしょうか。
0:27:05	よろしいでしょうか。
0:27:06	そういった日本原燃の方から次の資料の説明をお願いします。
0:27:12	江村野見山です。
0:27:14	それでは経理的基礎の整理資料についてポイント説明いたします。
0:27:21	最初に代表して説明させていただきますけれども、まず一つは事業の開始の予定時期の記載について、経過措置の書き方をしておりますと具体的な時期を書いておりませんでしたのでそれを反映しております。
0:27:36	あと最初の予定再処理数量について、未定としているところについて今後の見通し、
0:27:44	についてコメントをいただいておりますけれども、今回書ける範囲で数値を記載をしておりますけどちょっと全部は入れてるわけではなくて見て部分残っておりますけれどもそちらについては、注記で、
0:27:56	補足の説明を入れるということを行ってございます。
0:28:04	あと今回の特定の対応にあたって工事が、再処理については工事が発生しないんですけれども、設計費用は発生してございますのでそれが、
0:28:15	どこで調達できているかというのがわかるような記載を、補足説明資料の方に入れてございます。
0:28:23	ポイントは以上になります。
0:28:28	規制庁の竹田です。ありがとうございます。それではこの経理的基礎の資料につきまして、規制庁側から確認あればお願いします。
0:28:39	はい。議長オオハシです。この再処理の
0:28:44	1号からですが、今回、
0:28:50	1-3ページということで、
0:28:54	令和8年9年と数値を記載いただきました。これの
0:29:00	内訳というものが、
0:29:03	69ページの方の最後のページに示されているかと思います。
0:29:08	それで確認、

0:29:12	6 ページ目ですけれども、
0:29:14	11 年度以降、10 年度以降は、
0:29:18	予定再処理数とかは見てにしているんですけれども、
0:29:23	ここは見込み等でも書けないもんでしょうか。例えば、69 ページでいくと、
0:29:30	中ほどに書いてある補足のところで、2031 年度までにはその 800 t U というふうな
0:29:39	衛藤。
0:29:40	計画が書いてあるのに対して、6 ページ目の方では 10 年度以降、見て、
0:29:47	どういうふうになっているんですけれども、ここは現値としての考えとしても期待できないんでしょうか。
0:29:56	だから表面オオバです。
0:29:58	予定再処理数量につきましては、今おっしゃられましたような 6 年度までは当社が一番最後の補足説明資料、
0:30:10	のページ番号でホー1-3 というところで添付させていただいたように、最初に可能量として当社側の操業暫定の操業計画というものを公表しております。
0:30:21	そこで決まってる数字を表してる数字 70、100 年の数字まで入れてございます。では住民意向については、
0:30:30	まず当社が同じようにこのホ、
0:30:32	暫定の総合計画を出してそのあとで実施中期計画という再処理機構が策定するもので決まってくるところでありますけれども、今ご指摘ありましたようにですね、2031 年度まで 2 年間の最初に能力である 800 トンまで可能量を引き上げていくと。
0:30:49	いうところは、当社からこれ公表もすでにしてございますので、同様の記載をですね、表の中の表の
0:30:59	下になりますかね注記等に入れるということを検討いたしたいと思えます。
0:31:06	以上です。
0:31:10	はい。
0:31:11	規制庁オオハシですけれども、この表の中には書き込まないで、下の中に、何、
0:31:18	記載するという理解で、そういったことでしょうか。
0:31:21	そうです。

0:31:22	植野大場です。筒井の方に直接の資料でつけさせていただいたように増額分の 70 分というところまでは、当社として数字を策定しているんですけども、そこから先は、
0:31:35	この資料にもあるように 31 年度までに 800 トンというところの目標はございますけれども、年度ごとの数字というのが、
0:31:46	ちょっと記載できる数字が今のところは、
0:31:50	難しいと考えてましてこの 800 トンまで上げていくということも、補足説明資料と同様の記載では、
0:31:58	入れさせていただきたいという趣旨でした。
0:32:05	と規制庁コサクですけど、現状を決めてないってということ事実関係からしたらそうなのかもしれないんですけど、
0:32:14	それって時ぎょ変更許可申請をするにあたって、この期間ノ一予定量を出せと言われてしているのに対して、
0:32:25	社として検討せずに出しているということになりますけど、そういうことでいいんですか。
0:32:33	表現の場です。
0:32:37	ちょっと検討いたしますけども確か全くないというわけではございませんでももちろん 31 年までに 800 トンという目標がございますのでその辺をどういうふうに再処理量を
0:32:49	上げていくかというところの検討は行ってございアベあるところもありますので、
0:32:58	ちょっとすみません加来校も含めてですね、検討させていただきたいと思います。ちょっとすみませんこの場ですぐに回答できずに申し訳ありません。
0:33:09	以上です。古作です。この場でというか前回そういうことをコメントしてあってですね。
0:33:15	社として検討しますと言って帰られたわけで、
0:33:19	その結果がまた検討しますだと、何やってたんですかっていうことになりますのでしっかりと検討して、次回は資料提示をお願いします。
0:33:31	はい、日本の馬場です。承知いたしました。
0:33:38	はい。規制庁橋です。
0:33:41	衛藤。
0:33:43	ちょっと同じページで、スズキなんです。確認なんですけども、
0:33:55	このこの資料、再処理の方の資料は
0:34:01	ではですね、すみません、この 6 ページ目の上の 1 ポツのところ、

0:34:06	再処理事業の開始の予定時期ということで、再処理施設本体、また貯蔵に係るしていくということでそれぞれ時期が書いてありますと。
0:34:16	ということと、あとその目途、その管理の方では、ここところが新規制基準適合というふうな言葉で書いてありますということです、そこが
0:34:27	整合をとったふうな記載にさせていただきたいとごめんなさい、古作です。整合をとるかどうかは状況によるので、MOXは状況が違うからだと思っんですけど、
0:34:38	すいません今管理はどうなっています。管理はですね。
0:34:45	管理も新
0:34:48	管理は何ページ。
0:35:08	管理の方の、6ページですね。
0:35:13	そこだと。
0:35:17	ちょっと、
0:35:19	1ポツのところでも新規制基準適合というふうな言葉を使っています。
0:35:26	この使い分けノックスと管理、当最初にもそうですけど使い分けをされていると、ということなのかどうか。
0:35:34	ちょっとそこを確認できますでしょうか。
0:35:42	はい。日本原燃の大場です。
0:35:45	再処理施設につきましては、
0:35:50	止まったところ、何かご指摘いただいて踏まえて検討いたしたところですが、標準応答スペクトルの地震動の追加というのを行った上で、多少一つにつきましてはまだ多少の建設工事が終わっていない竣工が終わっていないというところがございますので、
0:36:07	その分の時期の記載も合わせて行う必要があると考えておまして、それで処理施設は、すいませんコサクです。
0:36:16	そ、そういうのを踏まえつつ、どういう表現ぶりに統一したのかということですけど。
0:36:22	今の
0:36:25	新基準適合というのが変更というよりワー俊事業開始のそもそもの建設工事の中で対応しますよと。
0:36:34	ということであれば、
0:36:38	再処理本体等モック数は同じ状況になりますけど、
0:36:43	再処理は本体と書きつつ、MOXは新基準適合と書いてある。
0:36:48	ということ、一方で、すでに供用段階にある廃棄物管理は、変更としての、

0:36:57	次のフェーズということなので新基準適合と書いてあると。
0:37:00	ということですから、どちらかというと、
0:37:06	再処理さ、廃棄物管理の記載ぶりを見るとMOXが変に書いてるっていうふうにも思うんですけど。
0:37:14	そのあたりはどうなんですかね。
0:37:23	一方で、再処理の使用済燃料受け入れ貯蔵施設についてはもう竣工しているの、
0:37:30	その点ではまた記載が変だなっていう気もするんですけど。
0:37:37	日本のオオバです。
0:37:38	1期の通りの、ちょっと最初に外部のこの本体と、FCSを並行で書いてしまっているところもありますので、
0:37:49	これ考え方が確かに3事業であってないところがございませぬ勢再処理設備本体は、
0:37:56	MOXと同じ記載にすべきだと思いますし、最初の4月の受け入れ貯蔵施設に関わる施設は、廃棄物管理施設等の記載を合わせる必要があると思いますので、
0:38:09	ちょっと整合する形で記載を見直した上で統一をさせていただきたいと思います。
0:38:22	規制庁大橋ですよろしくお願いします。
0:38:26	あと、
0:38:29	最初の経歴等は以上ですけれども、MOXの方の経営記者の方の資料を確認したいと思います。
0:38:36	この資料を、
0:38:45	この資料の5ページ目ですけども、
0:38:55	この資料の5ページ目の令和6年度の借入金が
0:39:04	失礼しました。
0:39:05	はいちょっとあの後で、はい。
0:39:07	ここの記載ですけども、
0:39:11	この数値に関して、
0:39:21	はい。失礼しました。ありがとうございます。まずすいませんこちらから先に申し上げなければいけなかったマスキング等で具体的な数字は申し上げませんが、右下5ページの令和6年の
0:39:34	減価償却費等繰入金等の数字がですね、すいませんこちらの手違いで先祖返りした部分もありまして、
0:39:47	嫌なんじゃない。
0:39:48	いいんだ。

0:39:49	実際はですね、22 ページ目ですね。
0:39:54	の沖縄マッピング等で具体的な数字は申し申し上げますが、令和 6 年のところ、減価償却費等々、社功刀等の金額が正解でございます。
0:40:04	それこちらはすみません、こちら、最初に我々の方から言わなきゃいけないだったので、恐縮でございます。あと前回のヒアリングで出てました者繰入金等の中身がですねどんなものがよくわからないという指摘。
0:40:18	現状、右下 4 ページの方については、尺入金等の調達はということ で、入金等に入っているものが何があるかというのは、備考のところ に明確にさせていただきました。
0:40:31	一方、右下 5 ページのところにはその 119 と内訳が、特に書いてござ い ません。
0:40:37	これ資金計画としては削除金等の調達方法がですね複数のパターンがあ り得るので、ここでは坂根金等ということで特段の注釈を付け替えませ んでした。
0:40:49	ただ実際はこれ尺入金のみで、後ろのページにも展開されてますのでそ の辺はどう外すか、複数考えるものを等々も含めた上で何らか備考に書 くか、
0:41:03	どちらかの対応を考えたいと思ってました。以上です。
0:41:10	はい。
0:41:12	規制庁橋です。
0:41:14	衛藤。
0:41:17	拝借入金等に関しては、額としては 22 ページの方を見てくれという、 見てください。こちらの方を参照しましたであれば
0:41:28	この額に関してははい、了解です。
0:41:31	規制庁コサクです。
0:41:33	具体的な数字があれなのでね、結構言いにくいんですけど、等の扱いを 整理する際にですね、
0:41:43	ちゃんと調達できるのかどうかっていう説明ぶりかちゃんと通ってなき ゃいけないということなので、そこでの説明ぶり合わせて、
0:41:54	整理をしておいてください。
0:41:59	はい。日本原燃石田でございます承知いたしました 22 ページにもある 通り
0:42:07	自前の資金も含めて考えてるところもありますのでその辺含めて数字が どういう成り立ちになってるかがわかるように記載ぶりは考えたいと思 います。
0:42:19	規制庁コサクです。

0:42:21	22 ページの記載でいうと、基本はこちらの方で詳細説明を、
0:42:27	するので、先ほどの 4 ページでしたっけ。
0:42:33	の方は丸めてあっても、そちらで、
0:42:37	ちゃんと説明がつきますよっていう形でまとめるつもりだったんですかね。
0:42:42	はい。二本木西田でございますはい。
0:42:46	本当はそういうことであれば後ろの補足のとのリンクを図っておくのが一番いいんでしょうけど現状そういうリンクもないので、現状は補足の後ろ側でちゃんと説明してますという位置付けでございました。
0:43:01	はい、古作です。わかりました。これって、
0:43:04	第 1 章の方って、第 2 章のリンク書かないんですしたっけ。
0:43:11	はい、西田でございますすみません私もすっかり忘れてしまうやり方を確かリンク取ったと思うのでここも含めて整理をします。確かここに、
0:43:21	補足ナンバーとかって、他のやつは書いてたような気もするので、はい。そこも含めて整理させていただきます。
0:43:29	はいコサクですよろしくお願ひします。
0:43:31	それで今の点もクリアになると思います。
0:43:41	はい。
0:43:43	衛藤。
0:43:44	経営危機感に関する私からの確認は以上です。
0:43:52	成長のタケダですその他経理的基礎について規制庁側から確認はございますでしょうか。
0:44:01	はい。特になければ原燃の方から振り返りをお願いします。
0:44:06	はい。兵庫県の大庭です。振り返り、まず最初に予定再処理数量について、衛藤三藤となっているところの記載について、
0:44:17	それとまた高久ほかで考えますけれども、
0:44:23	記載ができるかというところを検討させていただきます。
0:44:27	あと事業の開始の予定時期については再処理廃棄物、MOX 整合とれた形で、それぞれ修正をさせていただきます。
0:44:37	あと、最後のボックスの大戸栗城さんのところについては借入金等のところですね、等の扱いについて検討した上で、修正をさせていただきます合わせて
0:44:47	きちんと調達できるかというような説明もあわせて、
0:44:52	記載させていただきたいと思います。
0:44:54	経歴書については以上になります。

0:45:00	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明につきまして規制庁側からコメントはございますでしょうか。
0:45:11	よろしいでしょうか。
0:45:12	それでは、日本原燃の方から次の資料の説明をお願いします。
0:45:24	人間のものとございます。
0:45:26	それでは次の資料の整理資料の品質管理体制、再処理廃棄物管理施設分について説明させていただきます。
0:45:34	資料3 資料の方で説明させていただきます。
0:45:37	前回の、
0:45:38	ヒアリングで、4点ほどというのが、
0:45:42	コメントということでいただいておりますので、4点について説明させていただきます。
0:45:48	22 ページでございます。
0:45:52	22 ページに、設計及び調達の実施体制というのがございまして、3.3 の設計 3.4 が調達ということで、
0:46:02	前回のヒアリングでは設計はオープン地区、調達に関しての動物建築部がそれぞれ設計を主管する箇所、あと調達を主管する箇所というふうに記載してございましたけど、
0:46:15	3.3 項 3.4 項には、それぞれ事業変更許可に関わる官庁を申請する所管会社とか、供給者に対する監査を主管する箇所というのがございますので、
0:46:28	従来は設計と調達をメインに書いてございましたけど、こういった野瀬班長申請の主管箇所とか、供給者に対する監査を主管する箇所もございまして、
0:46:40	この表の中で、それぞれ再処理計画部であるとか、品質保証部という役割分担を明確にしております。
0:46:49	次の 29 ページでございます。
0:46:56	29 ページでございますけど、
0:46:59	この表の中で、3.4. 2 供給者の選定というのがございまして、ここん 3 月 11 月、
0:47:10	あと 12 月というそれぞれの実績の月がございまして、この月等ベースが整合していないのではないかとコメントがございまして、改めて確認しております。
0:47:23	この月 1 報エビデンス自体は制限してございますけど、供給者の選定というのは、今回分けて書いてございますけど、

0:47:34	品質保証計画書の審査の実績もこの供給者の選定実績に含まれるということで、それぞれの供給者の選定等、品質保証計画書の線、
0:47:45	審査、これを分けて記載することによって、それぞれ3月11月12月にするエビデンスと整合をとれるように、修正をしたということでございます。
0:47:58	次は3点目でございますけど、
0:48:01	30、
0:48:03	3ページから34ページ。
0:48:06	に分けてございますけど、
0:48:09	今回の申請にあたっての設計とか調達の組織を、33ページから34ページに記載してございますけど、今回のヒアリングでは、
0:48:20	これを主管する箇所であるとか、あと事業変更許可に係る官庁主管者箇所といったところをバーを引いてございましたけど、ここに関してはそれぞれ
0:48:33	対応する組織があるということでございましたので、32ページではそれに対応する組織を併記したということでございます。僕は33ページでございまして、令和2年3月31日以前に、
0:48:47	組織でございますので、これは契約を主管する箇所として調達室がまだ設置してございませんでしたので、というふうに表記させていただいた上で、括弧書きでその理由を明記したと。
0:49:01	いうことでございます。
0:49:03	最後4点目でございますけど、
0:49:06	最後のページ91ページ。
0:49:10	あります。
0:49:12	混合申請にあたって実施した実績、
0:49:16	活動のあるところの説明をしてございましたけど、
0:49:20	前回のビルディングでは、解析業務に関しては何という説明をさせていただきましたけど、
0:49:28	ヒアリングの中で、調達において解析業務を実施しているということで、
0:49:34	ございましたので、今後、
0:49:39	補足説明資料4-1の中で、解析業務はないという説明に関しては、何か削除し、するという形で修正させていただきました。
0:49:49	主な説明内容については以上でございます。
0:49:56	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。そう。それで今の説明につきまして、鉄道側から確認あればお願いします。

0:50:07	危険長の大橋ですけれども。
0:50:13	まず 29 ページのところの説明がありましたけれども、
0:50:19	これ右の方で、3-2、3-33-4。
0:50:23	特に不足してるというふうなことは書いてあるものの、その3-3とかの資料がついていないかと思われましてどうかでしょうか。
0:50:42	はい。日本原燃、相馬座です。
0:50:45	申し訳ありません今回の整理資料としましてはこの3-4については、前回のヒアリング資料からの変更がなかったため添付しておりませんでした。
0:50:55	こちら a.、補足説明資料 1-1 のかかるところですので本来であれば、添付しておくべきでした。申し訳ありません。
0:51:05	わかりました前回と変わらないということで、つけてないわけですね。
0:51:11	はい。表現その他でその通りです。
0:51:14	ちょっと次回出していただく時にはつけていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:51:20	日本原電スモモザワです承知いたしました。
0:51:28	最後の 91 ページとか 35 ページもそうですけれども、前回の指摘に対して、設計等はしてないから機械を抜きましたと。
0:51:37	いうふうな話でしたけれども、うん。
0:51:43	こちらの、
0:51:44	設計をしてないと、
0:51:52	こちらの方はこの
0:51:53	考察と書けると思うんですけども、どういったことかということはどうですかね。
0:51:58	うん。
0:52:02	設計というのが、
0:52:20	規制庁の坂ですけど、今回だと標準応答スペクトルを採用するとか、
0:52:25	或いはそのあと設工認として工事が発生するかしないかとか、
0:52:31	そういうことを考えるって判断するっていうのは設計そのものだと思うんですけど、原燃ではそれを設計と言わない、或いはそういう判断は原燃ではしていないと。
0:52:39	いうことでいいですか。
0:52:45	日本原燃のものでございます。設計と判断してございます。
0:52:50	で、何かこの最後の 21 ページでございまして、
0:52:54	我々ちょっと誤った解釈をしております、もう、

0:52:59	豊田通の中で、解析をしてたので、設計の実績じゃないというふうにちょっと間違っ、実績がないというふうに書いてございましたここは設計、設計の中で待つ設計、
0:53:15	ウォーターとして設計を実施していて、その中で解析をしてましたので、4-1、補足説明資料の4-1では、
0:53:23	分析業務は実施しているということで、補足説明資料をきちんと書くべきでした。
0:53:32	はい。コサクです。それで言うと、この資料って一体何なんですかね。
0:53:44	日本原燃の宇田と補足説明資料4-1の位置付けということでよろしいでしょうか。
0:53:49	はい。補足ですそうです。
0:53:53	音源のものでございます。前回
0:53:57	6月の時からでございますけど、この添付書類に関しては、
0:54:06	セップの調達、
0:54:08	活動実績があるというものに関しては、遺伝子で、
0:54:14	説明資料で出しておりますけど、実績がなかったものについては、ないものなんだという議論がございまして、それについてもまとめて
0:54:25	記載することで、ちょっと説明をするということでちょっと
0:54:29	資料を作成してございます。以上です。
0:54:34	コサクです
0:54:37	具体的に何が無い。
0:54:40	かという、
0:54:45	今後のようでございます。今回の申請にあたって、3.6は不適合の管理でございますけど、現状において、震災時点において不適合が発生してないと。
0:54:57	この部分に関しては今回活動実績がないというご説明になります。以上です。
0:55:05	工作です。
0:55:10	状況は、
0:55:12	意図したことはわかりましたけど、ちょっと文章でそういう趣旨だと読み解けない。
0:55:18	なあというのがあって、
0:55:29	これは、
0:55:30	店舗、
0:55:33	この補足説明資料の最初でその添付書類9の各校においてと書いてある通り、添付書類のところで各項目で実績について

0:55:46	文章の最後に、実績の有無みたいなことが書かれていたと思うんですけど、
0:55:51	その際に 3.6 ではどうなったかという、
0:55:58	なんでしたっけ、前のページであるかと思うんですけど、
0:56:01	義務等でございます。3.614 ページでございますけど、活動実績がないので、
0:56:10	なお本申請において条件や活動を実施したと、というような記載はしてございません。
0:56:16	それぞれによって実績がないということは
0:56:20	わかる、わかりますけど一応
0:56:23	最後のページに、実績なしに係る説明をさせていただいたということでございます。
0:56:31	はい。
0:56:32	コサクです。わかりました。で、そうだとするとですね、そういったところの説明を最初の段落にちゃんと書いて、
0:56:41	いただくといいのかなと思います。で、3.6 についてというのが 3 ポツ能シリーズの中で実績を、
0:56:52	し、実績があると書いてないところであって、
0:56:57	それについては不適合が発生しないため、
0:57:04	ですということで、
0:57:06	見ていただければと思います単純に言葉じりとしてわかるように、補足的に書いていただければというだけですけど、よろしくお願いします。
0:57:22	日本原燃の方でございます。補足説明資料 4-1、実績がないところ、
0:57:29	もう 2、3、6 でしていくということでちょっと表現については見直しを受させていただきます。以上です。
0:57:37	はい、細田ですよろしく申し上げます。
0:57:43	ここで多分その辺については、設置させていただきます。以上です。コサクですけども、それにあたって表題をですね、
0:57:53	品質管理の活動実績なしに係るとかって言われちゃうと、何かやってないかのように、
0:58:01	全体としてやってないかのようにも見えるので、先ほどの本文本部じゃないか添付の 3 ポツの中の各項目の中でとかっていうようなことがわかるように書いといてもらうといいかなと思います。よろしく申し上げます。
0:58:19	坂辨野ものでございます承知いたしました。
0:58:26	あ、規制庁オオハシですけども、

0:58:29	今の場所に関連して 35 ページの補足説明資料 2-4 のこの、ここも記載するという理解でいいです
0:58:39	ちょっと確認です。
0:58:54	どこがいいのかな。ここは変更すみません。
0:58:57	案件のものでございます。補足説明資料の 435 ページに関しては、
0:59:05	これは
0:59:08	うん。うん。
0:59:10	この表上、応答スペクトルに関してのアウトプットの減少ということで、解析業務そのものの管理と話でございませんで、
0:59:21	ここの通りに、
0:59:24	申請したいと思っております。
0:59:27	わかりました。
0:59:31	多賀委員。
0:59:33	規制庁コサクです。ちょっとすみませんこちらまたついて申し訳ないんですけど、先ほどの補足説明資料 4-1 なんですが、
0:59:43	等、どこでどう書いてあるのかなあとと思うとですね。
0:59:49	先ほどの 3.6 のところには、補足説明資料 4-1 とは書いてなくて、
0:59:59	ずっとって 5 ポツの最後に書いてあるんですよ、これってどういうことですかね。
1:00:08	はい、海野でございます。
1:00:12	21 ページの補足説明資料 4-1 については、3.6 もそうですが、本ポツとあと 5 ポツ、これについても、
1:00:23	今後、設置工認の段階で、この実施するというようなことでございませんで、
1:00:30	もう 3.6 とか 4 ポツ 5 物も含めて、実績がないということで、5 ポツの最後のところに、補足説明資料 4-1 というふうに、長期させていただきました。以上です。
1:00:44	コサクですけどそれだと余りにもわからないのちゃんとそれぞれ 2、
1:00:50	番していただいた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。
1:00:56	一方で 4 ポツ、5 ポツっていうの、まず 4 ポツはですね。
1:01:02	そもそもの表題からしてその後の工事等のって言うことなので将来のことを言うてるんですよ。なので実績示す云々2、
1:01:11	別に付番しなくてもよくて、
1:01:15	補足のところに参考までに書いてもいいですけど、
1:01:19	どちらかというとなんか 3 ポツ 6 にちゃんと書くべきものじゃないですかね。

1:01:28	辨野でございます。承知しました 3.6 のところで、補足説明資料 4-1 をデコミしまして、前書きで 4 ポツ、午後については、
1:01:40	こういうことですかということちょっと記載を見直させていただきたいと思います。以上です。
1:01:46	はい、補足ですよろしくお願ひします。前回の時にそういうふうな話をすればよかったのかもしれませんが、よろしくお願ひします。
1:01:56	二本木委員の方で承知いたしました。
1:02:18	竹田さんが規制庁側から確認はございますでしょうか。
1:02:26	本当は大丈夫です。
1:02:27	よろしいでしょうか。
1:02:29	はい。それでは日本原燃の方から、文書についての振り返りをお願ひします。
1:02:39	御礼のものでございます振り返りでございます。
1:02:43	5 点ございまして、供給者の選定のところで、補足説明資料 3-3 及び小西でございますけど、資料が添付されてございませんでしたので、これを添付するという事等、
1:02:56	無地で附属説明資料 4-1 に関しては、ちょっと今、
1:03:01	表題であるとか、あと本文の呼び込み、あと記載例としては、参考のシリーズで、実績がないというような記載、こういったところいろいろ、
1:03:12	コメントいただきましたので、見直した上で、目指していただきたいと思ひます。以上です。
1:03:25	規制庁徳田です。ありがとうございます今の説明につきまして、コメントがあればお願ひします。
1:03:36	よろしいでしょうか。
1:03:39	それでは日本原燃から次の資料の説明をお願ひします。
1:03:46	はい、営業部門のオガセでございます。整理資料のうち 7 条地震による損傷の防止というところで、再処理廃棄物 MOX というところで資料の方を提出させていただいてございます。
1:03:57	こちらにつきましては一応申請時点でお出ししているものでございますけれども、既許可からの変更点といたしましては、今回加えました標準応答スペクトルに基づく地震動でございます S s - C5、
1:04:10	加えているというそういったところのみでございまして許可の内容耐震設計の基本方針ですとかそういったところの内容に関する記載の変更はないものでございます。本日お出ししたものといたしましては、変更点を下線で引いているところでございますが、

1:04:25	その内容今日再処理廃棄物MOX共通でございまして、審査の過程でこの基準地震動S s C5の時刻歴は系またはその応答スペクトルが変更になりましたので、そちらの波の形だけ変えているというような形になってございます。
1:04:40	変更点につきましては以上でございまして繰り返しになりますが全事業共通というところになってございます。ご説明は以上です。
1:04:51	規制庁の竹田です。ありがとうございます。この資料についてか、規制庁側から確認あればお願いします。
1:05:05	田村さん。
1:05:08	規制庁コサクですけど武田さん何か質問ないんですか。
1:05:14	はい。
1:05:14	ですね耐震設計方針等で、規制庁竹田です。耐震設計方針等で間違いが、
1:05:21	遠巻き許可から変更になるところがあればと思っていたんですけども、ちょっと具体的にさせていただこうと思っていたんですけど、今大橋さんからの説明で、地震動が増えただけ。
1:05:34	審査の過程で変わってそれが、まず、図が差しかかっていると、そういう説明を受けましたので、この表につきましては特に不明点はございません。
1:05:45	す。
1:05:47	コサクですけど、
1:05:48	S Dの設定ってどうやったか、武田さん説明できますか。
1:05:53	その妥当性を説明できますか。
1:06:03	規制庁の武田です。
1:06:06	すいませんちょっと設定根拠等、具体的な説明はそこできません。
1:06:12	のでちょっと確認をではさせていただきますが、
1:06:16	今回の増えたS S C後につきまして、
1:06:22	S Dの設定もされてると思うんですけども、具体的な設定値とその設定根拠、それが妥当であるというところについて説明いただけるでしょうか。
1:06:34	はい。日本原燃のオガセでございまして。こちらなんですけど、S Dを作っているところの作り方という意味では、この資料の中の1-16ページですね、1-16ページのところでございますけれども、
1:06:46	あの時は規則カー力とか、
1:06:51	ちょっとすいませんページを見るところも違いました、うちの許可を見なきゃいけないかと。

1:06:56	違う。
1:06:59	お待たせしましたすみません1-43ページでございますけれども、
1:07:03	P D F の 47 枚目になりますので、共有をお願いします。はい。こちら1-43ページと書いているところの一番上のところでございますちょっとこちらはすみません結論だけ書かれていて、
1:07:16	S s に対して特定の倍率を掛けるというところこちら S S C ワンから C 5 今回の標準応答スペクトルに基づく地震動も含めまして、0.5 を掛けるというところございまして、基準地震動に対して加速度は形で半分にするというようなところで作り方を
1:07:32	考え、やっているところでございます。またその妥当性という意味でございますけれどもこちらのもとも既許可の時にはですね、こちらこの0.5の倍率の他、適切適切性というんですかね妥当性みたいなところを、
1:07:45	これは整理資料の補足説明資料という形で実際出していたところでございます。しかしながらその妥当性といたしましては弱ですとかうちの当社の施設が株式の鉄筋コンクリート造であるというところですか、そういった構造的な概念で、他の炉と同じような、
1:08:02	0.5 を使うところが問題ないというところを説明しておりまして、今回地震動が加わったことによってその根拠が変わるものではございましてませんので、今回ちょっと補足説明資料としては省略させていただいたという次第でございます。説明は以上です。
1:08:22	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。大体、衛藤。
1:08:28	はい。ありがとうございます。どうぞ。
1:08:32	これまでノロの実績等を踏まえて制定されているということで理解し、しました。
1:08:37	あとマークということで1ヶ月、すみません、スタートの A S C O につきましては、特に比較のため、わからないのでしょうか。
1:08:50	衛藤。日本原燃のオガセです大変申し訳ございませんちょっとなんか音声が悪かったところなんです、
1:08:56	坂のお話は、先ほどの倍率のところの下に書いてある S r を概ね下回らないようにするというところの考えも変わらないのかというご質問だったでしょうかすみませんちょっと聞き取りが悪くて申し訳ございません。
1:09:09	はい。規制庁の竹田です。はい、はいその認識の通りです。はい。日本原燃オガセ失礼いたしましたはい。こちらの考え方につきましても、

1:09:20	すいませんちょっと音声が繰り返しになってるようでした。やはりそちらのエスワンとの関係の考え方につきましても既許可、また今回のSSCを足したというところの今回の申請においてこの考え方に変更はございません。以上です。
1:09:38	はい。規制庁の竹田です。はい、わかりました。
1:09:41	コサクですけどすみません、考え方が変わらないのは、見ればわかるんですけど、
1:09:46	間これも考え方で今回の適用してもやっぱり0.5で大丈夫という説明はないんですか。
1:10:00	はい。日本原燃のオガセでございます。こちらちょっとすみませんどこかに書いてるわけではないというのは事実でございますけれども、考え方といたしまして、当社の基準地震動SSAからC5まで計11種類ですか。
1:10:13	あるというところでございますが、今回これに新しい波でRC5が追加になったというところでございます。で、こちらにつきましてはこのSSの従前側のAからC4まで、
1:10:23	の段階でエスワンを概ね上回るというところを、確認しているところでございますので、今回これに新たなる新しい波が加わったところで前回のところでの、前回ご説明しているSを上回るというところの結論は、
1:10:36	当然のことではありますが変わりませんので、こちらの記載のままで大丈夫かというふうに考えた次第でございました。以上です。
1:10:43	コサクですすいません、今の説明を補足で入れるつもりはないですかと聞いてます。
1:10:51	日本原燃オガセすいません口頭と、資料にも書いてずにおいおらずにでしたのでそちらの方資料の方に追加をしたいと思えます。以上です。
1:11:01	はいコサクですよろしくお願ひします。
1:11:05	規制庁上手ですけど。
1:11:07	0.5でいいっていうのはスパンとの比較で、出っこみ引っ込みあるんですけど、概ね上回るからいいってそんな感じでしたっけ。あんまりそういう話を聞いた記憶はないんですけど。
1:11:20	日本原燃の赤瀬でございますエスワン上回る上回らないの話につきましては、結果的にいうところでございます。あくまでその0.5でいいという根拠のところではSは出しているわけではないというところでは。
1:11:31	で、0.5でいいというところにつきましてはもともとの電気協会とかですかねで行っている実機の試験ですとか、そういったところにおけます実際の許容限界と弾性限界の比率とか、

1:11:43	あとそれが株式の鉄筋コンクリート造でこのぐらいの鉄筋量でこんぐらいのコンクリートの硬さのやつで実験されているものですよという様な実験の例を引き合いに出しまして当社施設が大体その範疇内に収まっているというところ。
1:11:56	そういったものを根拠にして、SDの倍率というのは0.5だというところを施工説明していたところでございます。ちょっとその補足説明資料も、ちょっと今回すみません省略したというふうに最初述べましたけれどもそちら改めてつけさせて、
1:12:10	いただきたいと思います。以上です。
1:12:15	と規制庁カミデです。もうちょっと整理をして説明をしてもらった方がいいんじゃないかと思いますが、47ページの、
1:12:23	上の方の方(1)片括弧2っていうことが、原燃の設計方針になっていてそれに対する
1:12:33	(1)としては、まずS sに対する0.5ぐらいですと、その根拠はB評価の整理し上の補足2、補足説明をつけてます。
1:12:46	いうことだからそっち参照くださいっていうことですね。(2)番については鉄腕との比較っていうことなんですけど、これについては、
1:12:59	S s - AでんやS s - Aをまず上回るように、全周期体で上回るように設定をしていると。
1:13:08	いうことをもって、
1:13:11	そのSD前た
1:13:13	設計で使うわけだから、今回使うSDはエスワンを超えているようになっているって、何かそんな感じなんじゃないかなあと思ったんですけど違いましたっけ。
1:13:25	はい。日本原燃の大橋でございます順番に回答させていただきますと、片括弧1のところにつきましては先ほど上出さんおっしゃった通り、0.5程度であるというところその根拠をこの補足説明資料2という形で追加をさせていただきます。
1:13:38	(2)の方の話につきましても自体の上出さんおっしゃった通りでSDの
1:13:44	すでに須藤A - Aが従前のエスワンを概ねが上回るというところを確認した上で、その他のS sと最終的に重ねた上で、概ね下回らないというふうにしているという様な流れでございますのでそこがわかるような補足のほうを追加させていただきたいと思います。ちょっとすみません。

1:14:04	その時にそういう補足があったかちょっと記憶が定かではないんですが、今回は少なくともそういったものを入れようというふうに考えてございます。
1:14:13	と規制庁カミデちょっと考えをもう1回整理。
1:14:17	したいんですけど、まずはS s - Aとエスワンを企画します。で、その上でS s - Aをかさ上げして、かさ上げたS s - Aとそれ以外の、
1:14:29	ズー、それ以外のBなりCの波を重ねますと、二段階で確認してるって感じなんですか。
1:14:37	日本原燃のオガセです。今上出さんエスワンとS s - Aを比較するというふうにちょっとお話をいただいたと思うんですけどSDとS案の比較かなというふうにすみません思っておりまして先ほどはそういうふうにちょっと発言した次第でございます。
1:14:53	8規制庁カミデすみませんSSRペースでですね、SGのエスワンを比較でSDその上で、嵩上げをしたSD系と、その他SDのBCを、
1:15:08	比較っていうことですか。
1:15:15	はい。日本原燃のオガセでございます。
1:15:19	自治体やっていることをお話しますと、SDをおっしゃる通りで先ほど神谷さんおっしゃったかさ上げというのが0.5で、
1:15:28	やりゃいいかなというところをS s - DのAですか、SDの営業を作る時には0.5じゃなくて0.5位にかさ上げするというような形で、基準地震動のSD - Aがエスワンを上回ることを用いて作って、
1:15:44	そういうふうになっていることを確認するというところで最後に、そのあとで他のSDB案からB5、SD - C案からC項を上げるというところ、そこまではおっしゃる通りでございますただ、
1:15:57	当然こちらの個別はB案からB5、C湾からC5というところは個別派でございます、シミュレーションですとか観測記録に基づく地震動ですので、当然周期によっては、エスワンを下回ることも重々十分あり得る実際あるというところでございます。
1:16:12	ですので、こちらのSRM、下回らない、上回るというところの根拠につきましては、SDAでもって、判断をしている。それ、それがベースとしてあった上で他の個別さんについても同様にやっているというところでございます。
1:16:26	ですので、すみません最後に、何だろう、SDのすみません、規制庁亀井です。私一番最初にそうなんですよねって聞いたんですけど尾方さん違うっていうからちょっと。

1:16:39	詳しく聞いてみたんですけど、やっぱり最初一緒に、エスワンとの比較、要は片括弧2の部分はもう、S s S D いや、全周期で上回って波ができてるんだからもうそれでいいでしょうと。
1:16:55	それ以外については各片括弧1で実用参考にして、0.5だと、その妥当性も建物のスペックなんかも比較して0.5でいいでしょうと。
1:17:07	いう説明をしていると。だから、そのあとS D Aとそれ以外、重ねるっていうのは、示し方として重ねてはいるんだけどそこで何らの判断はしていないと。
1:17:18	いうことなんじゃないかと思いましたけど、違いますか。
1:17:22	はい。日本原燃のオガセでございますまさしくおっしゃる通りでございますこちらのすいませんしゃべりの表現が悪かったですがカミデさんのご認識の通りです。
1:17:30	はい。規制庁深見です。で、何年か経ってこういうやりとりになってしまうのを避けるためにも整理しようがあるとは思っているので、考え方と変えて、同じ認識だねという形にして、
1:17:47	はい、日本訓練のオガセですかしこまりました補足説明資料をS Dの倍率をの根拠を書くとともに、先ほどのS S 湾に対する関係性の話につきまして補足として追加させていただきます。以上です。
1:18:14	規制庁の竹田です。はい。その他規制庁側から確認はございますでしょうか。
1:18:23	本当は大丈夫です。
1:18:26	はい。規制庁の竹田です。それではこの後につきまして、原燃の方から振り返りをお願いします。
1:18:32	はい。日本原燃のオガセでございます。こちらで第7条関係地震関係のところの条文の整理資料につきましては、今回変えております。Sで追加しておりますS DのC5。
1:18:45	これを設定するにあたって、従前使っているこの0.5というS Sからの倍率こういったところの補足説明根拠を示しているものにつきまして、許可の段階でもつけてございましたけれどもそちら改めて引用の方させていただきます、
1:18:58	この静止後のS Dの倍率の妥当性というところをご説明させていただきます。あわせて、このS D作る上での基準地震動従前のエスワンに対する関係性につきましても資料として追加させていただきますというところでこちら、次回修正の上再提出させていただきます。以上です。
1:19:21	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
1:19:24	今の説明につきましてコメントはございますでしょうか。

1:19:34	はい。よろしいでしょうか。
1:19:36	はい。藤末田久野氏については確認は以上とさせていただきます。
1:19:42	規制庁竹田です。本日予定って言った、確認の資料としては、以上でよろしいでしょうか。
1:19:51	はい、日本への要望です。はい御説明資料は以上になります。
1:19:56	規制庁コサクですけど、今後なんですが、
1:20:01	地震津波審査部門での地盤の審査というところも、会合はある程度整理がついている状況というので、
1:20:11	補正の準備を進めているんだと思いますが、その辺りどうなってますでしょうか。
1:20:19	はい。日本原燃の大庭です。
1:20:21	衛藤はご指摘の通りで地震津波関係の方会合があって今、会議の中で大体整理済みということになってございますので補正の準備を進めております。補正の時期としては4月、
1:20:36	の円で月中に補正をしたいということで準備をしているところでございます。以上です。
1:20:44	古作です。その補正の時期いかににはなるんですけど、技術的能力のその要員の数ですとか、その辺りも、
1:20:55	整理をしてということだと思いますがそれは何月何日時点整理するかどうかっていうのはまだ決めてないんですか。
1:21:03	今日現場です。もう準備の中に含めて数えたりしておりますして一応3月1日現在の組織の状態で、
1:21:16	精査をしているところでございます。以上です。コサクですそその理由みたいな何かあります。
1:21:23	現状だと4月1日とかの方が切りがよさそうではありますけど、
1:21:28	そうですね。
1:21:30	閉栓は普通になるんですけども、人事異動してすぐってというのはなかなかいろいろ数字が決まらなくてですねある程度時間がかかりますので、4月に補正するのであれば、
1:21:42	1ヶ月前の3月1日時点であればいろんな数字が確定できる状況になってますので、ちょっと当初からの作業の時間になるんですけども、
1:21:51	それを考慮した3月1日とさせていただきます。以上です。古作ですちょっと過去の例とか見てないんですけど、大体補正の一つ前ぐらいの時点の切りのいい、
1:22:02	タイミングということで運用されてるってことですか。
1:22:07	小熊オオバです。はい。その通りでございます。

1:22:11	はい、古作です。状況はわかりました。すみません手続き的にこちらの準備もありますので、
1:22:22	予定が立ってきましたら、事務的に連絡をいただければと思います。
1:22:27	日本原燃の馬場です。承知いたしました。
1:22:37	規制庁の竹田です。
1:22:39	すみませんちょっと1点だけなんですけれど、申請書NOですね。
1:22:44	添付書類の説明が書いているところなんですけど、
1:22:52	例えば再処理の申請書で言う10ページ目でしょうか。
1:22:56	見目一井って書いてるページなんですけれど。
1:23:00	例えば添付書類1では、
1:23:04	2パラグラフ、最初、3段落目のところですかね令和2年7月の変更許可を受けた事業変更許可申請書の添付書類の1に同じであるとあるんですけれど、
1:23:17	これ令和4年に有毒ガスの許可を受けてるんですけれど、ここはその許可、有毒ガスの許可の、申請書の番号に書き変わるということでしょうか。
1:23:31	日本でのオオバです。添付書類1に対するご指摘だと思います添付書類1は、ちょっとすみません今手元に
1:23:46	儘田。はい。
1:23:49	少々お待ちください。
1:24:14	4番の大場です。ご指摘の通りの記載は、変更し、この特定の変更申請を行った時点のものを、
1:24:25	最新版を読み込んでおりますのでそのあとに有力が数の変更許可を行ってますので、その時期に代わるものがいくつかあると思いますその変更は補正のタイミングで修正したいと思います。以上です。
1:24:39	はい、規制庁の武です。はい、わかりました。よろしく申し上げます。
1:24:43	私からは以上です。
1:24:45	あとその他規制庁側から全体通して確認はございますでしょうか。
1:24:53	よろしいでしょうか。
1:24:55	日本原燃の方から何かございますでしょうか。
1:25:03	井上の大場です。
1:25:05	今回ヒアリングでいろいろまたご指摘いただいているところで資料の修正があるかと思えます。弊社としては補正内容に関わる場所もございまして一旦その補正の前のタイミングで、
1:25:19	資料提出をさせていただきたいと考えておりますけれども、その認識でよろしかったでしょうか。

1:25:34	すいません結構オオハシですけども、補正の前のタイミングっていうふうなことを今おっしゃいましたね。ちょっと補正が4月中というふうにおっしゃっていたので、
1:25:44	そうすると、後の方だとかなり遅くなるなという気もしてて、
1:25:51	ちょっと補正の時期にもよりますけれども、はい。
1:25:56	まとまった段階で見ていただくというふうなことかとは思いますが、
1:26:04	はい、新山です。承知いたしましたちょっとじゃありません。ごめんなさい。ちょっとお待ちください。古作です。
1:26:11	基本的には、今日話のあったところで内容は理解できたかなと思っているんですけど、それがちゃんと取り込まれてるのかと、ということが心配なので、早めに出しといてくださいと。
1:26:25	いうことかなと思います。一方でヒアリングが必要かっていうとそうでもないような気がするので、資料提示を受けた上で、必要であれば、打診をすると。
1:26:37	いうことで、その後補正の際にその時点修正をしたものと、
1:26:44	いうものを出していただいて、それも先ほど、
1:26:49	数g2変動があるところについては、ちゃんと妥当性がわかるように出してくださいということをお話してますので、見てそれでわかれば、それでいいでしょうし、
1:27:02	若干わかりにくいっていうところがあればヒアリングをすると。
1:27:05	いうことで見た上で、
1:27:08	調整できればいいかなというふうに思います。よろしくお願いします。
1:27:13	はい、番場です。承知いたしました衛藤。
1:27:17	いただけるような内容に修正して早めに、まずは提示をさせていただくということで具体的な提出日時はまた別途改めて調整をさせていただきたいと思います。以上です。
1:27:31	日本原燃大庭です。表面からの確認事項は以上です。
1:27:36	はい。規制庁の竹田です。
1:27:38	それじゃ、規制庁側も他よろしいでしょうか。
1:27:42	はい。村長大丈夫です。
1:27:46	はい。
1:27:46	それでは本日の事業変更許可のヒアリングにつきましては以上です。
1:27:52	あります。お疲れ様です

